

協力医療機関協定書（ひな形）

_____（施設名）（以下甲という）と_____（協力医療機関）（以下乙という）は、以下の事項につき合意する。

（協力医療機関）

第1条 甲は乙を協力医療機関と定める。

二 前項に定める協力医療機関とは、【特養⇒平成11年3月31日厚生省令第46号特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第27条（協力医療機関等）】or【軽費⇒平成20年5月9日厚生労働省令第107号軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第27条（協力医療機関等）】or【養護老人ホーム⇒昭和41年厚生省令第19号養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第25条（協力医療機関等）】に定める協力医療機関である。

（相互義務）

第2条 甲及び乙は、双方協議の上、次に掲げる事項について、連携して相互に義務を果たす。
協力医療機関の連携体制のうち、以下の項目について実行する。

- （1）甲の入所者の病状が急変した場合等において、乙は乙の医師または看護職員が甲からの相談に対応する体制を常時確保する。
- （2）甲から診療の求めがあった場合において、乙は診療を行う体制を常時確保する。
- （3）甲の入所者の病状が急変した場合等において、甲の医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院について、乙は原則として受入れる体制を確保する。 ※軽費老人ホームは（3）なし

二 甲は、1年に1回以上、乙との間で入所者の病状が急変した場合等の対応について確認するとともに、乙の名称等について、甲の指定を行った自治体に提出するものとする。

三 入所者が乙に入院した後に、病状が軽快し退院が可能となった場合においては、甲はすみやかに再び入所できるように努めることとする。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は協定日より1年間とし、協定の更新については満了日の1ヶ月前に行う。ただし、甲、乙双方に意義のない場合は、そのまま1年間協定を継続することができる。その後の満了日の場合も同様とする。

(疑義)

第4条 本協定につき疑義が発生したときは、甲、乙協議の上解決にあたる。

(効力の発効)

第5条 本協定は令和 年 月 日より効力を発効する。

本協定合意の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 (施設住所)
(法人名)
(施設名)
(代表者：役職・氏名)

乙 (医療機関住所)
(法人名)
(医療機関名)
(代表者：役職・氏名)